

福岡財務支局における多重債務問題への取組み状況

福岡財務支局では、多重債務問題改善プログラムに基づく取組みとして平成20年4月から多重債務相談窓口を設置し、借金を抱えてお困りの方々からの相談に応じています。また、多重債務に陥る前に生活を立て直すための「家計に関する相談」も受け付けています。

相談窓口では、相談者の債務状況等をお聞きし、債務整理についてのアドバイスや、弁護士・司法書士等の専門家のご案内などを行っています。

このほか、自治体、公民館や企業研修などに相談員を派遣し、多重債務・金融トラブル防止等に関する研修や講演等を積極的に行っています。

以下の通り、福岡財務支局における多重債務問題への取組み状況をご紹介します。

相談実績の推移と傾向

最近の傾向として、相談件数は減少していますが、多重債務の原因が複雑化し早期の解決が困難になっていることなどから、相談者一人あたりの相談回数は増加しています。また、福祉や就労支援等、他機関と連携した包括的な支援が必要なケースも増えています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談総数(問い合わせを含む)	557	565	356	433	371
うち多重債務相談(新規)	302	290	198	236	182

相談事例

福岡財務支局で受け付けた相談の中から、主な事例をご紹介します。

自治体相談窓口と連携した相談

<相談概要>

10年以上前から、配偶者に内緒の遊興費のための借金がある。給与から毎月返済してきたが、長期入院が決まり、今後の返済のめどが立たなくなった。配偶者に迷惑をかけないよう債務を整理したい。自治体相談窓口から、こちらへ相談するよう紹介された。

<当局からのアドバイス等>

持参された請求書、振込明細書等を整理したところ、金利の引き直しを行うと債務が減額となる可能性ができました。相談者の体調を考慮し、債務一覧表の作成をお手伝いし、カウンセリング機関へ早期の面談を依頼しました。また相談者の依頼を受け、配偶者へ債務の現状をお伝えしたところ、配偶者も借り入れで悩んでいることがわかりました。カウンセリング機関では夫婦で専門家の助言を受けることになり、後日相談者から「夫婦で任意整理することになった、過払い金も返済に充てる」と報告がありました。

借金のご相談を受けている民生委員の方からの質問

<相談概要>

地域の方から「ひきこもり気味な30歳代無職の子が借金を抱えているが、家族はどう対処すればよいか」と相談を受けた。債務問題の対処方法がわからないので、基本的なことを教えてほしい。

<当局からのアドバイス等>

保証人ではない親族には借金の肩代わりの義務はないこと、また肩代わりすることは根本的な問題の解決にはならないこととお話しました。支払い遅延が続いた場合に考えられるペナルティーや、債務整理の方針と方法について説明しました。ご本人からご相談が入った場合は、当局窓口への連携の申し出をお受けしました。

長期間返済していなかった借金の請求を受けた方からの相談

<相談概要>

15年以上前、知人に名義を貸し、消費者金融業者から督促状が送られてきた。遅延損害金を含め150万円を請求されている。生活に困窮しており、返済する余裕はない。

<当局からのアドバイス等>

貸主の権利が、一定期間に渡り行使されない場合、借主に対する貸金返還請求権が消滅する「消滅時効」について説明しました。返済や債務承認をすると、時効援用ができなくなる場合があることに留意するよう助言をしました。時効援用をすゝるにあたり支援を希望されたので、お近くの法律相談センターを案内しました。

